

仮設住宅物品譲与最終募集のお知らせ

檜葉町仮設住宅等対策室

転居先で使用を希望される方に、7月2日～7月13日まで物品譲与（最終募集）を行います。

譲与には事前申請が必要ですので、必ず町へ事前申請を行ってください。

■譲与対象者

平成23年3月11日時点で檜葉町に住民票があった方。

※以下①～③については、既に物品譲与を受けた方は対象外といたします。

※転売や居住者以外への譲与はできません。

■譲与物品の種類

①エアコン ②照明器具 ③カーテン ④物置（新規募集）

- ・譲与物品の指定等はできませんのでご了承ください。
- ・エアコンの清掃、動作確認等はありません。かし担保保証なし、移設費の自己負担、現状有姿での引渡しを条件として譲与を行います。
- ・エアコンの移設は、業者にご相談ください。
- ・申請数が在庫数を超えた場合、抽選となります。

■譲与に必要な手続き及び流れ

申請は事前に行う必要があります。申請後、審査を得てからの譲与となります。

<譲与の流れ>

1 譲与してほしいものが決まったら、仮設住宅等対策室へ申請（郵送可）

<提出書類>

- ・物品譲与申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号その2）

2 仮設住宅等対策室から「物品譲与決定通知書」を送付

3 指定された期間内に仮設住宅等対策室から仮設住宅の鍵を受け取り、物品を取り外す（※申請者の自己負担）

4 仮設住宅の鍵と物品受領書を仮設住宅等対策室に提出

※物品譲与決定通知書の通知を受けてから、物品の移設を行ってください。

■申請・お問合せ先

檜葉町仮設住宅等対策室 TEL 0246-25-5561（6月30日まで）

※7月1日より下記へ移転します

〒970-8042 いわき市平上高久字大日作1 高久第8仮設住宅集会所内

TEL 0246-88-1234（7月1日より）

※仮設住宅物品譲与は今回で最終募集となります。ご注意ください。